

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する
検討会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箱根町附属機関設置条例（令和元年箱根町条例第17号）
第2条の規定に基づき設置された箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る
財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）の所掌事務、
組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、
その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関すること。
- (2) その他目的達成のために、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 検討会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちか
ら町長が委嘱する。

- (1) 観光又は地方税財政について学識を有する者
- (2) 観光関連団体その他各種団体から推薦を受けた者
- (3) 町民の一般公募者
- (4) その他町長が特に必要であると認めた者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委
員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 検討会議に委員長を置き、委員のうちから町長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長
の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討会議は、その所掌事務にかかる専門的事項について調査、検討するため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を検討会議に報告する。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。